白石先生紳書

七ノ八

内閣文庫
和書 類
二五二一六 號
五 冊
二一一 函 二三四 架

内閣文庫
番號 和 25216
冊數 5（4）
函號 211 234

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

白石先生紳書巻七目録

一加州医師坂井順元事附順元西涯

一丁酉十月八日雷なりしの事

一南州男子翁花瑞の文殊院の事

一小松中納言殿葉着侍従清書の事

一北枕之地瑞の事

一戊戌二月十日比西唐太宰の事

一室鳩巣相国関山宗没後の事

一諸翁書御返しの事

一戊戌四月十六日西国大風大地震西涯

一 八幡宮のこと

一 室新御殿治湯屋のこと

白石先生紳書巻七

加州医師坂井順元

小松南店―就安―就安―春庵―順元―就安

就安　二男

三男

ともに南店ハ医家の本名ハ鹿島之流也松の下ニ出門

弟ハ云若坂井なとゝ何かりしとて本道およひ

の後坂井ゝ名のかゝられし坂井ハ乃治部号

世のかゝりて坂井と名乗て実ハ白石秀綱ハ往へより

秀綱の本なりしに後ゝ大にて名高くありし後

又少龍と云て堀尾のほとりに住人雲州之住僧の門弟
の松江の侍とい縄をたして鐘の大和ならとて松
江ニ居住し南倉して世の親安ハ坂井と名乗り
て加州の宮師と申て住ける南倉年老て
後子のなくしたりて浪従して加州へ来く
女子ある人をまけられて聟となりて少龍と名
のつた婿その跡安か家ハ坂井と名乗りつく
勝右年ニ至るまて所々も加州の筆紅教修元
ハ坂井と名家ニハ所のすミ伝をし少龍の弟
別條し其とた名筆を伝へしを相なしての
其ひしくしと丁寧にあつかひける少龍の弟

役ハ橋坂井ハ笹の丸と後に改め其後も南倉相
志ありし古文ありしといふその中に嫁とたる
ものしりのしとありけるに保古殿ハ松林拝
殿へ少将ま浪教御やうの家門ハ世に名高き閣の
浪書の伝へまして馬を家ゟして南れハ修
書出されしとかりしこと書き扱て出り
年しこ伝へさしむきき

一 此之云三千年斗以前のこ加州へ渡りとふ
六千斗の前潜来て加州城下の犀川と今の
の川のあたりに流れーとかくて昔ハさは南水
ハ流れしかくハ流れもありしといふ事

よりて城下の青山といふ所に有しけれは山と
号し給ふ御経を御前にて題目をとなへ
けるの家に所にて給ひし所の山に号
家にて行ひ義貞御陣にて判形十二人の御
つとめ給ひ候ひしとなんいひつたへ侍る
半はの所を通りて少し百余年
の後あつくまつりしにひさし御用にて候
所を続くる間に御祥の御年に右衛門尉
一堂を建てて小松寺にて云ふ年の久しく
けるに至りて数々の有様を見ても松勝と号
りて陀羅尼を二人書いて候ひて給ひし

にて出家して法名ハ静円ハ為信法印となる
しかるに昔小松殿ハ亀井谷に住給ひしかハ
けりとて小松の寺の開基とて所の名に付て
その心を以て蓮池といふ平家滅亡して
ありしかともいつしか人は去りて平家滅亡に及
半はに至りて年々に廃れてやむなく
つれてひとへに荒れはてし後の代の人
ありけれは松勝と号する僧に有けるとかや
一宇をさへ遠くに建てしと云
一 又明応元年に相州の前人北条
ほとなく小松寺半して北条

ある紅毛の通詞にて随分尋しに半年と居て
しらんとて紅毛半年して尋ねしかども漸々年月を立て山
海の事を尋ねしに委しく学して彼療風を分
しけり十年斗後に通詞半年の事を聞きて書
記彼の者に納めしかる様文半年にて物を訳し書
著しけし薬しかもかわりやすの識の有しとて
彼療風の法を引きのほして我等も又日本にも
遣す尋しきに聞き及しに見て皆とも川よ長し
しらぬ事を川流又は印をは山のものにして
又山見ゆ者をも不知てしてあるまじく料のものかり
かへし法を書き置かし見て書記の家にて候

是ハかりに用いりや紅毛人ニ尋しか申しさ候ヘ
おもしく候之氏
一 又阿蘭陀にいふヒルムシロトいふ水草を紅毛の流には
用之し膏薬にも使ふ候故ニ本草にくしよ
水草なくし
一 阿蘭陀文字にかな様成の医師名ハ之五寸ゟ療治の
けしく水土にも知るに及ぶ薬数の目利致すべしとて
ニ斜に目をつけて療治していかのごとく施ふ
すかし候ハ不撰字数にて候ゆへしかと撰
かし紅毛の医師ニ候人の書を知るに
人々の様に分候て漢に依て識しる事にても

しかうしてなほ今もかくのことく是を用ゆるものに
あらす近頃の人たまたま一二の書を見るといへとも方
今の西洋医術を唱ふる人を以て蘭学と
すれは人このみの故その取用ふる所の書を
西洋医術を唱る人をもてあつかひ
一
丁酉十月より名を翻訳し西洋の書を
翻訳して和漢の学の暇にそのことを
考へ訳し其事を考合せる事となし 本邦にてもその
しかれ共その人数もすくなく書の所伝も大
同小異にて翻訳の書も世にひろまらす
乃書をもて公にせしめたり

本邦より翻訳し四五種を撰みて本邦の人に示す
しかれとも其書の中にて翻訳あるもの甚
稀なりその書を翻訳し今日にいたりても制度
なけれは此の学をもて一幅の図となし
ましくまたこれを挿て図版を書にまとめ
なすことは此外にもその他の人々
本邦の医術を翻訳して西洋の外科の法
を学びて法をもつて翻訳の業を務めて
蘭学のつとめとなしまたこれをもて
教の為にも又これを翻訳して
神西洋の書を翻訳して医術を

へきみちへこまかにしるしとゝめおくなり　さかひのたつね
少将殿とも侍るを伝しゝ所今もこの絵地図をかきて
侍りぬれはよのつねにかくのことく西の方にあたりて此所
よはしく候に堺にては本願寺にあるかとおほしき
昔ハこの様子ともありけるよし申此ほど往来の旅人
ともゝ知りし　由ハ所ゝは旧知をたつねよらん
あるいは堺の湯にまかりしをとりし大寺にて入れ
しかしとのかの事は十五にて手習　ちかくは堺の方
かくともなめて判官にしめて判官とかしく
手かゝりて北ニもの侍るにて甲斐守殿にやはらかにたてる
大徳寺正月　和尚の文として此序の半井にて頼ぬ

あるひは和泉の堺よりあまたの様子にたつねて堺にて伝える
すこし由緒は古き文のあはれとおもひしと堺の菩提
ゆかしくおもはれけるは因縁のこともこの事は今の人
あるは判官の後ハ清の事を名とし名は
播摩守殿の末孫にてひとしく堺は
町人となりて因縁のものゝ子孫として当時の
町人とて侍る
同十八年のころの宿老のおもむき宿老の宿老館
とよひかくなりし事は所ゝ浄土の寺の事の身の
町家の宿老の者の律の地をとめて町の事
此の家七十余年の地をたて来住の経をかへて聞く

畑御座候しかるに十代法性院の御時に寺観
和尚ときに代々の義にて法性院様御力
慕所寺の御こと法性院へ申上被成候ヘと
存寄し耕して御田を隣の所益に仕して
御百姓しく宜く申され候ハ寺の内にて
其れく法性院様の御田に二十石の米を隣御
取りて所無く当年和尚にて申上候の
十六人にて和尚より勝手に十石ばかり寛永二年
年の其の年ニ見及び所にて所無く候して
僧く地役の事ニ之て増高より申上候
かり候く二十石の代官七文年々の役まで半年のこと

畑役初め候よし二十石文分無益に候て役高を
存して見候て増高寺より事ハ無益米を半分
て出合し候て御の寺米半分ニ石は御無益の
百姓て所無く当地り御半て毎年二石
分りに付し候ハ之銀はんに半分を新地を役々年々
御無年一年とも毎しし半分の残に二十石よりし
御役より田役方御の内ニ候て三人衆にて無益成家
屋数を見て御の奉行やかりし田のきし候事
ところれいかにも候事に地を見よりの寺
候方なくしてさしとも二十石の方文くやしもの
方式より寺の年貢に御田年中の供え申

流されしは十月の十七日のことなりとそ
主従の上の得くはかなきその地の生老らこし
蔵人のいまだ若かりしにて此ほとをおもひて詠ける
またれしくもてあそひしけるにまく心ある
とも鍛をもちて涙の露く流るゝに日ころのおも
ひてこゝ伊豆へ今は名もしてるしるきものを御
覧しなれはとはのしらせなとなりて帰るゝ
頼まちはのやく出をみよりしては此国に出
のそのたのもの内の影見えおもはなかにもこれ
半は海のうちより光をもはなるゝ松島
まことはの松原なれは海のこなたは外は此浦

都なる地にうらそのかたに百とせの間ふりしく浪にて
おもしろけれ浦ちかくの橋ある渡の松原なりし本
ありしさ主従のたのひをなか夜さえをも見えしゝと
又いし松も橋に降る帰りしかひに渡りはるの
おもひをしもあはれもはなつかしくてかひあり
又は松し主従のすゑを此の浦にしのひ侍る
けふも松の日にすみて一首のうたをよみ給ひ
のこりての松より七つ年たちの暮るにけり
真実とても又は松島まさる世よりして主従七代也にか
みくちなくなる御せてもゆく世をそへむかしの後
かうへは浪もみちこそ侍る松島の事に浦はの初め

かやうに申しかハ大に御悦ありて
しる所の事をしはらくありて前の事を文章に
書しるしてなくさみ給ひけれハ清盛公の
出まかせに書たるハいかなる御事の事にて
まいらせ候はんとてありけれハ人々いかにもと
けにもあるへき事なりとて法の如くの
波ありけれハけふまて刹那もたゆみなき
ましませハ此間の御事をつく〳〵御覧候の
わか身にもありけれハ御前にも御覧せられよ
申されけれハ御所にハ君をもけふはかなき
まかせ給ふ年月の細々しき事を語り給ふ中に

ゆくゑをたつねしものゝ先千しかれハ又ハ様々
日本国に此御代の所并しても前院の御事ハ
又はしめに御座ありけれハ御托宣ありけり定の事
くはしく申させ給ひけるハ又この事
の御所の流の方の御事を様々しくまうしける法皇
叡聞ありて御感のあまりに流の事を申さ幡
二月半の大風ありて所幡磨の国の御事も
此の様々にありてこゝろみのへし大事を申給ひける
道ありける事を御様々しつる事の様もあり
八幡のめくみ給ふ事ハ様々の事の文
けるとそ申しけるそのかみの様の事に候

すなはちやかて時信備前守しかの伊勢伊賀守なり
大将の兵のすゝしたかひ大かたさしうまとよりかう
申されけるに三月頃八日は旗を立て屋形のうちの前え
追しおろし先陣は押よせ此の門を
やつのけんを投つき打入れしてすでに騒ぎて六人ぞうし
しかもしやうあれもいさみよあるて手負見して後を
にこら帰りしかは河中にて深く取しけるに
よりて同人屋形の際にあたり相副の中のさかひ
御旗を降しこれに備をつかはしけり中ごろ若党も
弟相模守四年まての事也

丁酉十一月十二日にはしめにまかし荒井の城原にあるの
山より備前箱根の大将先陣岩にて備へ備前守元
のとき下総の黄より出て勢對面してやう越えのすゝ
当時の軍にてしも度同しにて押し甲斐源氏かへ
天の遠江かせうり自称く被せる事なる荒井を蘇
せしをくも是寺の山に被せし半ば上杉國新田
弱太田三郎の君後せしより荒川より
ある世の軍勢とその取次をまへて降く　山伏し
ひしそくしされと伊豆の軍をなをしあて
おもはひしもせよりの後おもすきてまちせしも後
六郎とは着にてさりのちに見ひて

又ハ歌のとかめにて系図にしるしつけける御ことなと
きこしめしそれよりおもしろしと女の御かたち姫の御事なとも
たこれらの人々のおもてにいつれもうとみたまふ時にいつきに南の院
ともおほしめしけるにハ傳ハかりけんしたまひ
御らん有けるに書もなし新古今集の序にも中納言
感状を遣ハされ古今の大事をさへ先達と云ことに新田
おほく從ふ浄念の所に行かれて入道古今傳授之
時安のほとりに行なかし君の御事に午後にて
輝虎とのあひとに住さのこと傳へ情をあらたに
るハ新田義貞の御所下の御事に味方ある人に
先祖のことにおもひの歌を云ことをも兵

義師の一ま年をたむしてかゝるゆへにひとを
河東より海に陸奥国の歌をたてまつらせ給ひし波の
後世にそれらの事をよみかへりてかはらひ
かくて人々に関係して殺されしことに出て波文
宇多の御門のおはしまし時をたまはりて出て仕へまさ
これに君を探題として時に御けしきをもて八年
ことのほかさる時にまことにそのうちの事を世に去
いふことより歌の御本を取りしたることに委しく
ものいて二月あまりに見ることもなき世に暦をめ
みてかくて見ひけるはしめに傳へてこの国にて
日ひしかくてもしかし傳へはちかへしとて宗祇

席にのぞみともなかりしかとやらんと云ふはことなる侍り
はじめしと吉田の兼好法師は此歌どもを申されけるに
これを見ては若井にて八幡の社のはじめ大人申されし
事の八幡の社は石清水を勧請し若井の八幡は
ひとへ氏々にのみ申さんとして淺草鶴岡を
勧請す中に十二郎の子の十郎は悦び給へる
つねは淺草に住る歌詠に御前に申す事の後は其まゝに
うたれしとの淺くはうつりて若井の同じ新田
の氏族のともがら将軍上人の子をたのみしたまひのち
風の末葉としてその淺くは諸人の中にうたれる侍
と侍りぬしなしとて家を継ぎてはじめしとされは侍

の住に住せし人にては御事をきこえしとも侍人
にのりまさし若井川の子孫は室町の御殿にまゐりて住せし居
室町殿の御時にしもか侍とも末々にまいらせし
若井の家ははじめしは新田の大将の子孫には若井とし
新田義貞の子息の若井将軍の子孫若井桜井殿と
中のはじめしは人桜井と云ふ事の子孫なりと云ひ
しるしはつけ人吉備とぞいふ小若井此頃を申すに
よりて町の人若狭桜井とさしあげて十人
の世に住せしめ申すに御殿にはまゐりていひ
うは構へさしてはじめ家の子孫申し侍りて新田の
一族として侍人にはとゆるされしとぞ申す

とらふ鎌倉の文覚上人の使ありこれ無瓶の所由より
法しめ人にかくいふ十にこしら一こしら家段は義之と
云は義存しらし家段は甚尊の下一西門帰よし六波羅
義光のうへ一云ちゆのうちにゆくこえに於田の草帯のうちに
被留のの半を回りしくは故経也しかれとも波経れ
経の名とくみへ経及首級とりし手の山のうち人々の臺
ある一つ経しき法事し一家ふる首実検の所積の事
法橋経ゆうて札をとりらむかしはこれら年毎の
こえのうへ忠経の事ありしかはに二度まで年の残さるまへ
中にて続きし年へみしかのけに清閑しかば
待りこれよりは首を取りし人へしは清光経色の氏の家子

かくて年月をへしかのちに経しき義弁のうちかくし
中にて佐殿弁らむとをもとのうちのりそれにひしく
これにえたまえ家らむ事をと手まて思ひいりすゑの
つかへしひかまへ八にゆるさるしこれを法田北条経俗
上北面様にの使経きの首手に入事の事然
申すに年々清経の心もしらの徳さまります
いふく家もらぬく法上との二十経しき年角
こもある一つみえの中に法光にて人との経の事
人のまゆえにむる一心首級は子つそれにて文殊経
と濃らく家は鏡むすみしく六代けるかくる所を
かくて人共のには武蔵守の中に経ひとえらく云

若狭守しくみても同し浦の人〻やうてもありしに
三家とも記しおきしかしく後のかくてかへりしこそ此
ひとさ半し知の也ありてかくて各〻も又人〻家のうちに
思ひさらひし二十の人家は知らせ十り
浦ひて御もなし
十二月廿四日室津浦の云しは中将中納言を廣浦まで
播磨して若葉侍とて上る後はみなたよりとてもたなし
名乗しかり従ひもしけれはしかは館にて振く難波
らせしより此方浦のくさきあまりの半ばかりと
うかひかりつしてきれとの内めは浦にてしつ言十
ことしかひしく中納言殿へ浦物して行やうをありしと

中されし夜かりて北にかきえしけるとて
此比より此浦の所の前田大和守兵衛　松山
浦して城中の人〻成らしくせらくて安比とかり
又言えて河しふらくとも軍印山にて山中の半まで
彼のかく半分りてこれより形勢て其のよしは浦北川と
いふ川をほりあて城中の　出しは言伝を取りなんかいて川
浦の御勢を少にめて下る衆ふかくなりしかう
わかれは二番はくかり積りしかは絶しけることを衆
まいり引て川を塞られは水行かれしを出て細
後もかくの人をはらく彼方家の上をも早く崩りつ
て是の積さらんとうち北御しとしかしか細せしなかりしと

大山の本社の岩けしるしの大木ありて縮地の半にありけり
にほけて寺へ死骸ハ埋めて焼きけるとぞ
誰もしらぬ事なるの筆にも見えず
語りつたへ来りし川をわたりて川を渡て水浅
通ひけるとぞ
これを信じて出羽の山にこの所の西ハの高清波記
語りける事十日済の所の山路にて郷に語り
かくハ済の三日半年をへし水行て行く八年さ見
のすへし家にて信じ寺の中頃まて見しこの人
あとは此処にあり

一 戊戌二月十日の夜世にも清きやかなる月に池の岸に
ゐたる中に出ちらひて世にもあらぬ事ありけるの
池にて見るに中にまさしき情にもありける
橋にて見るに出る所も夜ハ十日頃より焼くに
しらぬ風にて出して山の事なしくめくりて四く
ふて高き黄昏して大なる花のかひにさしくも半
けにかなくさひらきさ所にまことに出る所りや
かやき寺にかありけれハ二の寺の住職の尼にて
かの僧の手とめりけるに十日に寺の前の者なと
いかにしてある事もなし又かゝる所にて出る所に出る
深き思ひの女の情なる事にてあらぬ所の手を記にてそ

向山寺の小坂にて大将の本陣の后陣にも先陣
諸の浪人どもはここかしこにて思ひ思ひに人しもなくて見え
やしろの上下も廿余年の屋形どもいはるる花
ちりぬ御所はことごとく焼亡して殿原殺され
家人は多く失せて死して鎧の袖しきぬる
ものもなかりし向后勢は七八百騎の軍勢の城へ上る
武士ありて上下騎の后勢も放火してこれ
にて防き后勢も狼藉し町屋もみな焼
家ども放火して町家の内の火を放しおき
とりて西の方より放火しやがて風の烈しき
中に煙のみ立ちて寺の中にいふもまた焼失にけり

のこりなく焼失しぬ又将軍は既に和泉の堺の城の井伊
より諸卒しるしをいただきやがて見えしかば兵をひきし
てここかしこに人々して防くほどに小勢の方にて討たれし八十余
洋の泉の浦へ渡りて湊の町人をみな捕へて十日の余に
こし地頭屋形に火をかけしより大風吹き起こり
しかば大風吹きて火の勢ひも強くして残る家どもも
焼けてしまひにけり小勢の者ども人を多くの者を率ゐて焼
八十余人にて和泉の本陣に二十余騎の兵を
いまだこの所へ持ち来りて兵どもの雨の如く射る
兵も悪しくこれによりて又大将の遠江権守と云
人の本陣へ二十余騎の兵にて押し寄せの大将へ向かう

よし川ちかきてはちかきハ柱本のめぐり榊下
の屋具ハ三性よりおそれてなく清らかに御座
倒して御前にまうでけるかふしにハ清らかに
詣の儀しけるを人々も見まゐらせ其比ハうし
毎へ参りさいハ所ゝにおそれし御座のみまゐらせけるハあ
たりこそまさへ入ちかひて地にて座なりしかバ御殿
半ば倒れしにひしくはやの高面楠木の出よう
日本伝国のことハ雲騎殿后して左ハ夕殿のか
基の御代に大納言伊平申ありけるハ楠も八
菜の頃の流て殿にて都の往来流しも楠出所
安部の事なりけ空より御のありしやかてくる陰と

すはやと出御殿の所大僧都の御申させ給ふ所の民
御とも都まゐりのおもに春あたりの御部のかしこまりし程
御鈴取なり

一 昔さる人のまかりしにたれぬかれて室陰殿によりし
半ば宮まちにけするかりて宮京の御館にはしけり
田又子をいとよく流されしふのみやく中納言の息
男八郎の乳母にてけ夫よりかはしまして乳を
まいらせし女の命をはりしかのうへの子の代抱きそく
中納言の室　まうでかへりしまへ伊て殿ハ君
子の御流は家へ下しけれとも姫君へ御かよひ
こそかゝる流　のまま出て出来て懐きし

ところに同十一月十日ひそかにいそき追て
大御所の御使として京へのほりて敵を
あひしらハ将軍御所に申候て中納言殿
三か所利家の跡をしかるへきよし京都へ申
しか家の為に捨身しまのされていつく
まてもしまりし所をせゝのそれいかゝ
しろハ御所なりしか中納言
の御はしはからはせてさしとられしこと
申くりとし御使しては御所へ三日に
の御教書をたまハりてかの御家の御判
ことに御とも一同と申て[illegible]

て無難にて所の御所を見候て母の御かたへハ
とく[illegible]のかくれをことなる所の御事とも御けハ
御前へてお[illegible]ありし御申にして[illegible]母の御方
てこそかくれさせ給ひけるに御事御参らさせ
まとまのかくすかゝりて御けふ今日ハ[illegible]
しかるハ御所をまつりて御まへき給ひ事給ひ[illegible]
まへるきのゝ叶ハねハ給へるハかくて
御使依致御上洛ありて二條の御かたの御かた
しとまひしかるへき御所の中よりまいりて御対面
半をかけしに[illegible]のかゝる事をは京都へまいりて
捨てまいらせハ御前の人くハ[illegible]

乞巧奠のためし御あそびし給ひけれは　おほく
ことくつくし給ひし事ども七夕の御くへたまひて事
のよしとの給ひしたまひて年々田大和哥給ひなとし
てかゝれけれは御前給はられて置もくはらせたり
まかせける大臣給へしかりしに大和哥御沙汰
とてかくてはうたを歌にもあらねとも比なりて書し
給ひへきしときこへられけれは御前の事なりけるに
ましき事にもいはれもおほえしかへきしとも給ひ
されしとかくも臣歌さりなから宣命のはひは
こと殺しといふも世にも此にへきしとおもひてけれはさ
さし八田とも云まれて新國記のよりへしと給ひし

たつさ給ひたるに隆国は給はれたるに御まへの行くらた
給はらひしらの御かへのありくこころは人を拾てて
事の出へきしとおもひけりし給ひて母の方にも事のよし
を給はされ御かへりのひ妻のめくこゝろかりしはりのへたゝ
は人の給ひしはひしはかゝ給ひてせさせ給ふさりのしたる
なしてはかゝ御の方くもちてはかのえとて給ひて奈かく
まうしのちにてみな御の事ぬはらへさせ事のめさきは蔵
庭も給ひては給わかりたりは母すへてもおもひつかへきり
又御はかりとて給はれた御つへ給ひしかり申の京におそれは
かしこうて御悩にてかへしてたまひ立つかへ給ひしは
おほえしひかしゆへ下しまいのかかくみてこれへき

年おいしやまにてこゝろなくいの御法なとへし
よろつの事しらすなりてけしき世の事を見えけれは
年ころも心やすくなかれ出さしへ世の中の経をよみて
見えともなにとかくてんやすらかにいのちのひなんとは思ふに
侍るなれは　此事もいかにもいはゝすいあらは
まつかしく経よみ給ひし後は八部経をかならす中納言
のつとめにすへしとて物しとて侍るなれはかならす
年毎に八部経とて法師の事を先しかるへし
しかれは十三中納言の経へつかはし給へなとに
て中納言　おもはえこそ思ひしこと年毎に経
のみといひし二月修善故事の其の経まて

ちとせまてなくなれ給ひし八部の経を
人々く年ころつみ物をもてすはは一四経の中にをかせし
こて年比もてまいり相てし給ひなむ月々との経
まつ侍なとゝし経りさたまりまれにて南何経
大名これおくいとく経のひとゝいれしかるとも
八世くらゐの人々のうえにいかくへも世に加
かよの中納言の経にめしけれはかりしらむ八
彼の家の事は経をしゐれもつたにあるにとて経をも
事りし経く取経せし経の涙を備りしかるを
経の年ころはなし八歳にむかし年ころもなくて子
ましかはなにもあらは　経なくてえたし給はゝこそ給ふ

後撰のころ毎にあれしこに又かへらすともかへらすされと
かならすしも是等の情の様をあらはし入ける人は
とまりすともはなはたしき事ありて後の代
のうたよみたる人もありけるにや
古今後撰のうちに古今の歌のすくなからぬは
奏覧の時はとかく撰せられしとおもひて古今の撰者
なれともかくすくなき事はあらむ一首はかりを
のこしは世をさりたるのちもすゑさかゆへくいつる
ことや
一 三月十二日後撰集の序には 大納言殿の序
代々の集にはみえけれはしかし後撰集にはのこらかし 後撰

後撰は梨壺のあたりにて撰はれし 寄人五人はかれと聞えし
つきかりて後撰集のさたをこそ人の撰なれ
は此人の寄人と別に式ありつるもかくやしなる
とを後撰の文いつくにもしるされたれ 撰者順なる
の後文撰まれは伊勢なとは別に女房をも
撰ふのそはしくなく 激なとの文をあやしむ代の
めくらなる人の書けるにやとおもひしらぬは後撰も
とみゆるのかせしとを 梨壺 佐後撰の中に
家のすけ 梨壺の月 桂 人
のうたも梨壺撰 まへ人 三の元
百年の 月 後

須の事とはさに其比に文字二人菩薩となり
いかなりける深き縁の為人なれ法をもつて道を得にける
此者にも一字をも書き菩薩とならせ給ひつりの二人押領
ら迷ひて給ひし菩薩と云ふ人ありけるか明日は後の遠
慶となりて四天王にてもたちまちまさへてしてあらしと
かくる所也まゐ事をとりかへしてとかくしかる縁を
知るへしとて其の如く縁を重ねて未だしらぬは最初の縁と
申して家をとられ家を伺ひてその後一字ちかくの後世に
かゝりし語りてけり縁を知りける二人の子供とて
代の深き人の中へかりし文の行ひけるとなむかたく
語り給ひて此の事にはけさとすゝめ往所にもかくしとこそ記

知らく二人遠くなりけるし程に其の後此の押領して後
二人は此事とすなはち家業ならて文字二人を置きしとて行
面をたてて世の中ながらへぬべしいひけるは縁を知
てかくして二十日八月十五日の夜も月入ることに様子来て
大様にしてとかくに仏の恵を信じて常に念仏給
此事とも申して後法然上人の勧化に及びしことも
何となく西へ向ひてまかりけるに下にあゝ我が
さうかりけるを法然上人をも重く思ひし菩提のいとなみ
かりあさまし又の事をも思ひけり
松年法師の縁へとしてのち母は其居後
法然上人も時々にかたり給ひて何事にかくは此

しらるゝ事なるへしといへとも
此度成田見川まて両家をも御陣を敷かれ退卜
のまゝ陣しとゝまりて是まて大きなる所の付
敵卜のしのひとてすゝなかしき敵と結ひて[illegible]
見るまゝに[illegible]しを陣すゝひき[illegible]てのうへと
ある日手しかもいふて[illegible]て[illegible]のうえへ
さうて敵にハ射かけとられてハ[illegible]の[illegible]
や[illegible]より[illegible]の[illegible]大きさ　されとされてその中
神殿の前山伏陣所近の者ハ[illegible]の国へ入
半ハこれにれらく[illegible]て[illegible]射かけ[illegible]人ニ[illegible]
薬[illegible]のあとこれハ弛[illegible]ニ[illegible]射[illegible]

異代の人ハ異代をもて敵卜を伝へし[illegible]
くりのまゝ　此事もとのまゝ射かけ[illegible]よき[illegible]
しるし様[illegible]ハ[illegible]陣ニ
[illegible]その人[illegible]甲を　[illegible]甲のう
らの[illegible]とこ[illegible]ハ[illegible]の[illegible]の[illegible]書
とりて書の[illegible]も[illegible]
てグラノ木とら[illegible]を縄の[illegible]
けらされをゆくしの[illegible]
其しかくされハ甲の[illegible]の[illegible]に
れとを[illegible]ハに[illegible]
ハトホカシエメリカシナミミトリコシクサミ[illegible]の[illegible]

てられけるときゝてまたうしてまたも出のよしなるよし
かしこまりたてまつりつゝ少将ふかくなして子ともなりけるよし
しかしかのことありけるに大さゝの甲をたまひ給ひ猶も
しちりてかくしき七十二　ちりてまた雲とかくまさりの
まし〳〵
雲居に御猶もとにくまさりて少将のさまかく
ならぬのりよりもいたり御こゝに雅和しけるせし給
花の様にのたまひけるに数日くらしけるせしかう
いきりうりまゐり御ありけりとそいひけり
一　ある人ものの備をまかりまて御の給はりなりける人
こまれなる人さまはるに中将の情あるに中将にはかなき
二十五日ありに夜にせられて　もちろん文徳天皇の御時に
参議なりけるにとけもなまさりされて勅使とく宣旨の
人の御ありてさはやかにありて昔勅使に出るとこゝにまかりけるとも
後少将の少将にまゐりて八月中旬のほとなれはよし
少将なりけるに京へもまかりたるとさはれの日に中将
この少将中将の名代にしてまかりまゐりこゝとそ
中将は勅使を宣旨にて給ひしかはかくて還幸の御
時御猶にかくれとなくむかへられて雲林院にて給
この御まゐりし御ありて給ひけるとまかりて御かへりにしかはいかにして
下さかりに二十日の御猶をまゐりけるにて少し申して給ひしも
海人にまかりて宝殿をあそはしてかの御猶をとまりて

熊成のみこハかゝらじやまとへの情国紀ニ日本紀ニ書したり
なりといへる和語の諸書の中に伝へ紙の奇なれとも
ハこれをいつきまつるにかりてハ又稲荷社の事也
ゐ湖人へとやへ人アヤと浅ひ剣り寛ふのかれ是ノ稀ト
いふかりけるのみに是にて浅霊神人ミカクアマテラ侵
む剣かゝ時なりミカであり豪なるは狭縫とのあらく
いはるゝうつきまゝことりあ文字保国なる雪無後之
継卵かる後に文綴縫給の称なる社是氏の人の
申さるゝ彼土の人いホコチヤゲの称をみなるを田へに
捧ものの筆にをふ注釈の筆しるも人ことくあるや
新所ことに説けるにて年中の是る無用の事なり

昇のかみを湯立之社称標をかゝて住吉明神
ことに宝の剣りをもし　巫女のチハヤといふものを
きて扇又は笹のはをもちて振て湯をかきわけ
ゐるハ湯立の事也といふ神楽と云ハ
者なし　社号して鈴をいふ鈴ふりて
けるの鈴釼にをかりて巫女のふるまひはをとをとして
日本紀の注にも剣のうへは只チハヤのうちの事を
しく　とは異なり比婆神楽をさせよ
一日本紀に宝剣をもつて天ノ磐戸の湯立にて云
出雲人とすゝみて神事の式の祝詞を行ひて
此を湯ゆかしたまひしいふわけも大嘗会天皇の御前にて

一 洛陽の二条わたりにすみけり或時寛元年中
許あるかの事を前信し和歌を数見ゆ和歌を書
きくして新田を乗りて是は何して是又留む放ちい
きりに人あり伏して前信の法を能くえたる事の
たぐひ代く是くしとて帰りし伏との陳屋のうちに
てし許を向けて来りしありとけるに来りし人より
洛のものいみなしくさとて

白石先生紳書巻之八目次

一 若長老の和歌并居士の和歌の事
一 日光門跡の庭樹倒るゝ事
一 町屋の以前不吉の事
一 和多佳坊与親兵衛の事
一 清須(?)清助田村氏の和歌
一 浮人許老の由緒の事
一 少将清居士の歌 一本ニ清ハ清ル
一 先生浮居士の事
一 萬(?)花[illegible]の[illegible]

一 三位房七郎ノ矢音服せしこと
一 小田原記
一 安積是非文章
一 鎌倉より志かし来て葛西往のこと
一 輝氏の職のこと
一 小原後鹿三千の兵の南寇
一 ほとりのこと松禅院の事
一 ほとりのことのこと
一 承化十六年あること
一 小幡播磨ノことへ女義あること
一 ほうき奉姚のこと

一 豆州南条社納けること
一 大坂逆臣人田代土井繕のこと
一 五霊寿の代の事

白石先生紳書巻八

一 谷長老の云和泉國丹波若松尾寺といふ所に住和
らへおもとこそあり和州法隆の寺の主に等して所
寺に昔の僧なりけるが手記の一石波
まじの首をと埋めしおきしと云ころ四年ばかり
かりつくしかば楠の葉きくし楠の下には悉く髑髏あり
[illegible]楠のあるを掘りに[illegible]して[illegible]
[illegible]楠しと[illegible]のいふ[illegible]やれと
[illegible]上て昔のあるとしおもの[illegible]しと云
[illegible]の僧[illegible]髑髏の[illegible]しての

あらき若の給ひゐたまふ文をかれて大かたにてある哉皆
はかりなきめのつらさを書出し事也と云
一 貞和二年八月十六日の大風雨にて日光もくもれるの坐
あるかたの庭の大将一園院にて方々庭池の上人閣
まかりて昇母後宇多院の御さし後伏見の院人まかる
くの毎くの力を得ひきれ見け中ましまするやうにて
此ありしてかきりいとかくつれて枝折てかくして
延へらし三年の秋ごろに萬里の露にさそふとても
昔を残をとも成し中をしいまかりのさはな御殿の
大樹二年ありしに例しのさてこの多くゆきたりて
清水の毎かくすゞれてしもつれくさのまけの世上し

一 御法しめの年にかれ中まうてとて母後宇多院云后崩し
一 此年は戊戌七月十六日の本庄の御教寺の墓前にくまうる
身の人となる御祥しく男女群集しけるを清野し
かの御経をいつもの年忌の本教寺の宝塔を開き
来し御年中寺内三年忌斗しぬるとし也と雲要文せ
毎月小川事とりても供を行ふる彼在郷の塔に方流文字
此戊月ところの斗らんといひまかりて之をかきたる人々
人のりひる花事いひても則 之としきらふなさ
に人の御そりなしや
一 京の古き法を則て 三條の家を行ふ彼方の本陣
の古人のまた孫 都紀とて守りのして後あり

しくそし
一 御旅立卯し（辛八九 壬午）御行次第 文二 出（又壬午 十六年）御立上之 三之頭
ちつ之年甚勘清の危後にて頭年の頃とふの尾の
御春とて五年しむ之天之廟の末々西尾之御孫付之頭は
憲廟の御座所へまゐりてすりし昔の危敷候
撰みたし御らく圖書の事　御よりて書呆之候
文廟の御付之御座の御座も之まゐらせ候て松の御事や
ゐましいかにも御事もしとそせられし御さとは松の御年様
ましとそ之其御佐座の後とし仰出佐分の御座ひ之て
いかにすぎ御かりのまゐらせし御春宮にまゐし松之より
今はいかやうの人々之候は佐州書院の後之子息

上泉の國御成南附境中の御取立所にて
家臣之れしに附より境中にて南北御ひしとや
大方家の　とにふ御後て廣からし半之昔は
今の所人有所とふは御てやみえ之きに半田下屋
数年ふ五段手町之し方九千年のり佐渡家之
兩人佐州と見の上屋書屋敷八ゐ北座屋頭西後
老座の上やう大隅附御人し横後御旅中八佐州八
上所し八文字のあわ候又佐州の屋宅之上家仁
よりしぬと御文中也と是統ゐりて御上所組
文人太中之もしとて使之文ゐ九ゐと之ゐるとつれく
上泉家へゐみしとし西之年しい子思の所御て御事

去文應[illegible]上総國東海の前ほとりより来り
帯をしめ給ふ婦人の所より[illegible]一人ハ[illegible]
或ハあまの[illegible]目の人出て半大臣の宮[illegible]
見えしを[illegible]して相給ひし[illegible]御往
さまいふなりけり[illegible]父母の名に[illegible]
しやうらん

一 [illegible]清[illegible]法師[illegible]田村丸の所従[illegible]
かり[illegible]一人[illegible]の所[illegible]大明神と云
田村丸の所従[illegible]介の[illegible]出てコシヒラ世尊也
とかく[illegible]の面[illegible]それ[illegible]ハ[illegible]と
いふ人故郷[illegible]して[illegible]不怨[illegible]虎霧

[illegible]し半なる[illegible]御下より[illegible]十三里也今浦てカナ
[illegible]して[illegible]八云入[illegible]より八里之入又流ハタチと云浦
[illegible]の[illegible]半[illegible]云

一 海人新[illegible]又ハ唐人濃州の人[illegible]賛[illegible]
て唐州より来り出生[illegible]と高[illegible]人と云文字
是に唐人の姿[illegible]唐[illegible]百七十三年[illegible]
壬子年十六の時[illegible]月の祖師[illegible]よりて
手[illegible]の父[illegible]同[illegible]出家て
面目[illegible]唐[illegible]唐[illegible]
唐人[illegible]機[illegible]海中にて一宇[illegible]庵
[illegible]年[illegible]織[illegible]の人也

ともに来たりしゆかりの給女を召しぬ山本元年
なしく属りしてぞ又まゐる本当にして十三年の後
四の宮の方ゆるしの後のはや長緒へ渡り参り
長緒する所に柏ニ都を祭て紫宸殿所の枝に
御く心しりあるしまでより唐人の日本にと
つまらずあまりにしても見ゆるれかりしなれど
ましる傳ニ五郎左衛門の時として薩摩へ参り
此後ニ三年の春母中にかりハ又いろいろ死せし
母と云はハ此よりけふ俳もし見て何ぞ
信り大蔵に覧えし時しなれし男子きて人の本
ようう千種の長緒のなりにしのハ事傳より

たる本漢字の杷の割りやうし義ハ此コヽラト也と
いふ事なり　人の手ニテ分けし所なといふ事ふ
いふ故に濃く淡く此をニ分めし者は淡の心く
まして又淡きものに此を中に此なとしコヽラ
トしる淡くしコヽテモヨハ今の漢字の分ちの事なし
コヽテナラヒトモアルサラヒトツノ筆のとも見え
葉の割りは今も見ゆ

一 淩霄花ハ工手ハ淩霄の駁と云
（一淩ニ作れ）
一 淩雲とて分ち筆とらぬさしとのりとニとて
葛家詳　本草綱目所方ニ下ニ楊氏同便方ニ
川ニ耳怒痛或紅腫内脹將霜青以君霊在

外将妬者焼存世為未伝入耳中といふ本
文をよみあはせ即ちおもはすして座にて於
柳室吾市まかり出て申しけるは、のちに我がのおもひ
しかりとて語をなしたるに於てサレとも心ゆく
なかりき、かの美海より品字をなしたる解
しまして文は腕肉骨ある矣左傳に其解あり
即ち從ひサレトハカレヤレトハかとの如しと云ふ左外
将祈の身の子細は葉のかくれたりのサレとなる
即ち前に記して之を正に道ひし麗世にて左傳
列となりけり

薩州へ下りて、主君をともなひて、本情無事
にて此村日ごとの答をなして名と文とをさし
もどし薩州にて出来し子ハ祖父よりの恩顧を
御申付にて之を申して目出たくて世話を頼
まゐらせ出待して此子ハ平りつけ林より出て付給へ
新補文をもち而して持の名とて又も更にて、両方
供に新居して千村東郷殿より父として薩州の
古薩の子息の家綾となりてより名をみな様とも
と御かたり給ひしてメカサコと致しておりて
本をお家日本に帰りし後に薩州より御家
追ってメカサコとして本を出し御地して脱ぎ去ん

しるし付て或ハ所にして半出あり平付あり公卿
あるひハこれにそなへて其上をもてなし給ふせしより大
小なくかゝるにや此上ハ縁者の儀にならひて子孔子曰
詳なる所ハ見ぬ事なり山家にて何とも云し人の
りくつかりしやらん又織物の縁を用ゆへしと申す
何れも用る事支のあくかたの半元なり顕文縁も
のにてあるゆへにそしてしかれハ縁の事くらしくして

一 小縁縁と云コモ縁と云ものありしこれ兼縁の
謂にやコモツトと云縁なるしきを知らせて上古縁の
縁の形なりしとそみへたり而コてモトツカリの細
目とみけなあれもこら兼の用しツ上高たるコサラこ

一 縁綾と云ハ加州太守白山采の事をとりてきし由也
あ後かうはしき所ハ縁綾の縁色々事の上の
字の下に小紋あり本より出やして大事もあり
し 白石すこしのまゝしるしより書の中の紋
縁を知らず出るうち事の事ときてたへし所々かく
かくてしいひ畳あるりとりカしたる事よしル文ト云
サカ其の名フコ圓光の由し事これなりとは
見へぬ

一 高麗縁ハ古くハ高麗縁なりとは古より
伝ハり半畳を万葉ハ其の事を稱して
此を高麗の詞と云そうして其の事しるしへしとこれ

乃為のひ侍ける家なりしに随ひて為をさたむへき事　條と
なりけりとて宝藏をあらためてよくよく御倉つよ
をさめをかれしを其後ふたゝひ御ひらきあらせ給はす
しかるにさる頃藏の為くれけるにひらき給ふに
侍るか御のひらき先つ大臣の其手をアリトいはれしと
為すへき由為すれは侍るに御手にて大臣の子とも
開ひしく或日大臣のの為之とてひらしに侍居
太政大臣の為をもつて大臣の為くれけるに
御を御らんして給ひぬ

一　元文五年三月二十日の比よりて侍ける元仲の従ふてある
田御所にて給ひしに京所にて御の庭にて人
しるしの菊のさ苗を植しめ給ひてとゝのへられ
て御くはしく侍りて三年の後に花さ
咲きしとてくしく植たる花は年々立なる
花を御らんしたまひのしき年々とのと
人の力なくて植たれは御らんし給ひける
けふこそ其毎年の春なつ菊の花咲正しく
すゝめしいはまほしくわれいはれ侍りける
御かはしてゐらひしたかひしかは御申しと
いふへし今日の花をは御つかはされけるよし

ことに天下のものゝ得てしりかたくさへあからさまに人の
名迷るゝゝ人前にて申事ありけるには人の名
をも伴て念ころにいひ出しゝことは南御ことの
の事にてあるまつゝ人の申尊むすかしとそその辭
様々にて獻しまゐらせしとは申つゝ御ありける
申へし

一 日長三月川村あかり過西條にて　右使殿御上洛
の折から御他御所あれこれ申おりふしに申
たしか人のもとにて大内殿よりの御申なとの御返
ありける事あしらの文なとありしとかうして丈
をとりたりけるにまたしとありし人に申あつる御返

のこれをも御らんして大内殿の御集とも承りしに
なしやかりし事をも申されて御まつりの御經し
あひかゝしき大内殿へ人あらしなから五條殿に候ける
先年に大内殿の家人某殿ゝ御使にまゐり候ける
右衛門尉ゝ濱田の家にありし雖然右衛門尉
うち文字ゝ家數ありしに右衛門尉殿のゝ申
ひし事を承りけるにそ申しに申しゝ
とめけし人ゝ御覧ありしにそ殿にて御返り
有けるに申して御内の御返の事ともゝ申なく
御かしとも申御返りしゝ返事とも申しゝ御
御返より人々の下くゝ墨ゝの一枚ゝありけり御くし

はなし人筆給ひて御前へさしよせなにとやらかたへさし来
る新のさてとうつりぬるをみて御経をよみはじめし
大般若しかしるもちもの新をとうとひ候ひし床しく
ゆうはけ給りしたるへしおきさへ文字新のつまへ
しいうは御経のうちと申されんとおもふやうにて
かみのもとへここいふかしくおりふしかのあうみ陸奥
少弁大般若の御前へかかりしにみ御経を出しさ君御返答
のうちありて御手付をもされしとひとひさく人へおき
もとく浮人へこれをさし左右の段からをまかせまいらせ
筆をかきまゐらしお大さとのうちにかしらかうかゝへさせ
なくのみ段筆としとぶ程く浮き中にたいへん子の上候へ

大将殿かくときかせ給ひし御支度の御前へかうかとおもひさ
てみてこそまたけく千筆と御覧しつけられ
てうしろへ紀筆をさへ御覧しとおほせられし
ありしとのおゆりけ男は学生の文章人へとて名
ともえみてぬるよの人をしる御在家と仰せて
御所へ御文をそのかたへまゐりておほひて御
のさとに返しまゐらせて給ふ者へもこまかに所くの
まのして千所を御覧しけるよし申されし
ゆりをも給ひておほこしく申されけれのさとす
三男わたくし五郎の御手ひしりとまゐるのほか
ましきはおゆるして人浮くめされは経をおもひまく

とかれいはらかにおもはしる世の中へしくのふかたに人手とく
まかせてくるにはしるしめくいとまのすかたをかへと
すしとれはきき様をは年とし
様をたにめ日書結して上杉朝臣の家のかたをたにあ
かゝのと縁られくる事とにさるとにまかれ身をな
親あしにれはかまもれはには紙へのくとみえに
さしきたるにふるにはぬ身にして事ゆゑにいにも
わきたるもてえなかりしてにゆへとなしさとも
ば隊傳の朝臣親のしたるし地のの名傳くさ平らに
ここ我なにくし親のしおく頃ふかしなえきとあめし
ありけり

己亥五月晦宗より舟にて東鑑綴義安樓にて[illegible]
ふるき事のはしにしるしをく[illegible]
直江山城守兼續父曰樋口與三衛門某事上杉景
勝母嘗薪猶兼継幼而皆景勝悦而寵之老臣
直江大和守死而無子景勝継其家長而有材気
遂為景勝之重臣其報充長老書傳播于世觸攖
東照宮之震怒兵端萌于此矣然當曾惶其書辭気雖
慢而飽満汎溢無一塞之累似暁文字者適見四家
合改孫其有文字学載詩一句曰春鴈似吾似雁洛
陽城裏背花帰可知味頗能諸者因考本館所
纂詩集得二首其一賦織女惜別二星何恨隔年

逢今夜建林散聲胸和語未終先灑涙杖ノ
五更鐘夕語洗別孫非鹿人口氣交閲羅山先
生五言注文選跋如知兼續之所擇行銓
是方信其作意天下之人有改之語不妄也兼續
頗有将略惜其肆意之嘩甚 山形階畑屋
長攻各堂與最上ノ義光相待関原之敗旋師
會津皆有法度時人稱之唯上山之戰不用
上泉主水之言使之憤激致死不厭人望耳終
之兼續罪斃世常典逆黨同誅夷而
東照宮包荒之量赦而不問反難波構兵志貴
野之戰出奇刺勝雖功不續罪而竭力戒事

才既戰能以文藉自娯當時武夫健将亦所罕有
偶因論詩及之 某文 生の談りて時勢を志し
さるの言なれハ兼續ハ全詩を志れしりまふたる
事行り秘蔵く兼續ハ和漢郦図百韻ハつ書付
をかりしといふ事なりしと

一 執菓より兼續ハ葛有請姓ハ藤原名ハ昌
興といふ是歳て変か十二三年家ハ死せしといふか
右梁ハ寛永庚寅の年ハ死せしよ是ハ今の年ハ
罕三年といふなり

一 ○亥の五月比初つさしや樰紙とふすのいつまもの
けりや婦もすりやしら大かたる慶 の大字次ハ書す

うつしゝ京の五方の法てハ婚礼をしし居道を縁
を開きけれハ又そのほかのをもて開きける外ハひと
かハ後きとを備て四ひとしき庭法ぬすきをせしむ
いつしやあしと末ゆ間し人まつ時の五子五文字の
あらためて半をたて亥の方と定めぬるしと賀ひ
しれゝ京にきて此ぬとまへきたちとを定て
かゝるくの五方ねの法にてきさしさ祝儀のさとう
四季の身をはとなの婚いにやと宮まずたけれハ
法の是定しききたにし中人あつて座れ莱と宮床しうハ
きゝをかしけれハとどうゝ四方の事のぬれハおちつゝかゝつ
そのわけ申けれハ終ひてきましてゆけたる後く

すゝ大学にしら名く法して京都の子の律へ此文
の用とにし半わりすも早く後早しかし
らきへしとなひれこしあれハ京の法しく
ハいうしかうへきたそ此是之歳又とよりのく法もて
浅く持せて文の京都の法へまとしりハ京都よう
其の律ゆかり相とそしうて中の人へする根さ極成
とうふりの十ハ二十恵て庭洲法来し添後家さ
は極成ゆまへ弓を京のち方の法とく婚儀しとは
いつゝ元人あつうはゆ朝しさ一〻此成のすハ
庭法成家出京中して送れかけ其人に之業は完
慕親して送らへし此成とは方本の西にはあるる

此はしも秦皮のなをはしられかくし諸抄にも音注岐のす
のりしともみえ無業家のりともみえす印本にも秦皮
梣は秦皮なりとみえ千樹の條とみえて造るはかくしたく
秦皮一名石檀和名をトネリコ倭ダンフロとも云処の
和名抄にいへることしともあく倭ノ名ノ木といふなるへし
又は秦皮樹ヒクテカとよむ倭にはつひつるを後に櫁樹とし
よみかへしたりまた塵添壒嚢抄に廣成とみちの
くのくにゝは櫁樹のことしるらむ櫁樹は倭名をよう
好まりけるぬの倭ぐに川みえしとはいえとも男女のみちと
奥千す玉篇草にはかまとかりの川みえとはかやとかや
は櫁樹とかいふさもものの多川みえといふすとおりな

人ありけるに蘭蕙草をとみちのく奥とはいへ般若とし
書あるに思庭洲また澄経の庭とあるを延喜式より
は澄経よりこその料の秦皮とさたまりたるにより
律本よりの好きてある料とかきたるはいふ人たりき
らは延喜式の條より千里の後と澄経より料とも
出し又或とも怪経せしはいつれもしみちのくに好みて
みちのくこは居るもそのとは四方といひしはかならず
れ給たりみちのくにいはといひしかれとこれにすかりけれ
ありしは又事何ぞ続集の尾書に我女の使まい
人其花書とくるとその様あるに似て深くいふなりと
杼ありし一物袋は川かりんとありしはさらに此物のすの座

翁もその後に至りて、さまさまのてうし
やうなりし人、観世・金春の前、女のうたひ
なりけるに、かやうのよしありて、是非の
ともなる前に似たし、人の有増自ら是へきものとも
かやうに少しも替る所々あり、程なく其文
能狂言物、世阿弥前後三人の文言離るゝ所
のみ見えたるに、今の所々の筋の文字にも見る由
此所のなとの家にもして、即ち子息のよしの
或は家々よりも、さりとも前本似る人あらぬ
此よりひとつ、かの家のうち見えて
ことさらに丸れ文権現よりよしと見える所の言

さ候とも、これらの浄書物に大和の事をしみえし
判の説は後より見物男女の手をつけてかく
のたくとみや、能の書かれたる物をみる
中に三書を書くしは所に絵にかき去ること
みちの様々の萬類にいさ見えし権現より
かねたりのはか見る書とりかへしかく用ひ
判見て又き見えたりの少権現も所々はあれ
一 此是より和州少能勧進猿楽の書
此く候へ金春の
しかれども上人より
はかも物として

ところの[illegible]付ては[illegible]剃て[illegible]とりて[illegible]此よし申ければ
ところのめぐみ[illegible]布文に[illegible]の押[illegible]
縄を[illegible]して[illegible]法[illegible]文法[illegible]つ[illegible]
て[illegible]大井に[illegible]の[illegible]の時に
ども[illegible]の法之[illegible]樹[illegible]の[illegible]
みしてかし[illegible]こ[illegible]樹[illegible]
宝[illegible]心は[illegible]の[illegible]
のこ[illegible]口敬文の[illegible]のく

一 又法房[illegible]
ほうけ[illegible]叡山[illegible]て[illegible]の松[illegible]
大師の[illegible]法の[illegible]二[illegible]ども[illegible]松[illegible]

経持の法の家へ出[illegible]法経入来て[illegible]人を殺
害[illegible]人は大釜の下[illegible]のごとく
[illegible]人は天井に上りて[illegible]
[illegible]釜[illegible]湯を[illegible]身を[illegible]十[illegible]
[illegible]釜にあって[illegible]の
釜に水汲入て沸[illegible]この[illegible]釜を
熱[illegible]湯[illegible]
として[illegible]つひに[illegible]そは殺し[illegible]
[illegible]の[illegible]へ[illegible]
法へ[illegible]失[illegible]
二[illegible]の[illegible]として[illegible]

し給ふ年をへて後こそ城をおとし取りて給
ひけれ其の後源氏は昔よりは相伝の
家人なりしかは住人そのしたかひけるにやあらはし
ける事なりしかとも又人に語りもしらせ給はて
世をしのひ給ひて伊豆の国に流され給ひしかは其の
かの地にて三年しのひ給ふ頼朝の世をしろしめさるへき
あらましをあはれに思ひてたのもしく思ひて参りしを
返して紙のおもてに相模の国の住人あまたに
相伝して三浦の介の書状をもちてむかひしかはそれ
にうつされてまかりて夜ふかき中に出て山へ上りけるに
いひしは八幡大菩薩に祈りて頼朝の御旗をあけて十七人

せし年頃まて伊豆にありけるか世にありし人々
去る治承四年八月に源氏とも立てて参りし上下
の者ともをあつめられしかは伊豆の国の住人とも
の目代をうちて相模の国へ出て奥州へ
越えて参りしかは人々は皆したかひけれ
しかは横川の者ともしたかひて参りて人々つれて
去年より奥州へ上りしかは又東国
源平の軍のならひとて能登守の末の者とも大将の
こなたの陣にくたりて武者ともあまた召されて
せられし人々は貴賤とも皆参りて見物せし
にも大方そのこともしるし申したり

隠居とも京の白川くらゐに出る事なしとてむかし
しやらんや申しよ上方に二條の橋かれぬすへ家かりよ
さらぬを隠居といひしに出れは有故とこそ
こさし

一 去りなからく隠居の事ていふさはりなくなりてこ
なりし後二隆円庵の事かなりけるにさしくりやうかの
半にて子奉ぬて初にいひしとなく隠しかくて家をたて荒家
こいそめんとしくらのひかしかしくてもなし
そこのそとに住するよりあされは家の跡の室にてと思
ひよりされしも華厚なるの毒の半ぬいひもの尼
これはたく出家へつかくわかとなりて去りへて往生業のふ

くわりからひ事にくしてかるもへもれはいかもさてに
おもひ半にして後の人の為世の為に得道をして隠
としけつきぬしやしく又京くわか跡に
れくしゆりしとしきくいひしてかなかりしに随く
荒所に住へ一たく隠るれくいひてけ殿とて事すへく
らやし半かくきさいらし家半去りしめさら千とし
かりへとそけ十去りくふく殿の為の様かな凡半へと
云へまつし

一 隠居文いふ京くわへかりし隠居して耕かへりしむ
枯家に室よりの筆ひ半しくそれへきなる稲の家より
つさしく有家の家に出しと移りしに後かくあくへ挿かし

子午の米を田にしも粟麥をも糠あるかくまうし
その後と号門にてなるける穂神をしるしくつ五穀
これを与へる米種ゑの古来よりは之所以をみなして播種
なる陳けるに八印しもの稲ハはこそふ西辰の歳にて
渡しの後今こその種をまひしに八ても有りしてえ
あり作りし古くなりして播ことに種をも推しりていふも
米穀ハ清しみて乃経にも異なる事しよりてもし
のおきハ是種と云ふ初めのもの也いふて何めのつく
なりて其ほ多くつきとのへし小麦世の人のつひしも
の穀の種を植なて其の陳の種なり有りとの前後の
たるてその稲の種く川植なりて有れと観るとき

本草綱目集解に云はく米今天下穀を
北邦にハ稲を多くきこしと云ひしまゝに北国種のうち諸き
穴花光緯備に八伊佳あらしいふや又伊種八首種王氏
乃説の種はしもふ種と他の穀と穀のまタイ子の
種ちりの皆くしもつくこゝに成就しぬしてみ八し不稔
おきしてはしかたる粟と穂いとも其く一こさうる也し
世の人穀と刈にし陽と可はてはこゝと種にふれて陽と
なりく種しぬるを見へてタイ子キは陰八種なりに陰陽系
いふものし云ふより寸毫くして不タイ子キ即是是を陰陽
米穀ハ是しも文人らの事にもく数ありも貴賤等孫
すてにけり頼みしありて種よりう有を種ふ家ふり

しも宴の席くらゐなとには人々参りて哥よみなとする
時ともかきてとりて題のめく題さ様のことありてかく
こそ人いふなるへしそれより作て歌よみなとしたる
折とてよりて書序書巻なとのめきいはする様は詩なとの
らをもそのものくはは漢董仲ついていても題さ来のことさ
はつて詩なとなる事一或は十年又年はかりて大事様の事
数はくらへもはかりこれまてより宴序の様て雅なるに
ものとおもひぬきことを事なくしていふともこれ題され
しかれはこれしく大年ころをそて詩の人参の様
かりなれはこそとてれなく前かもはか多くなり
ぬへしし延比或はいふなりしつけ用はかくなかくはる前所の

とみかる人見とは喚す時くやかと操ありのさくなと
けれはそれならしとは僕さハギと随軍幕に府の判
事なりひしにとてしかし府中の各中さしは詩書を
操りて家ありしぬまて此来のとくに秋の宮様られは
ぬくしわさ軍中にし夜をもちて射ありて彼しぬる
りのなまてさは作居はりてまたそこにへたれともなし文文三ヶ
花草と壁の人荷包杜母茅屋人杜母なるをよ腹まにしぬ
この歌りしたむしくるとしは京福なとは拙出也し
抑く用意をのせる律詩さは用など織しはなる寸殿
無常をは年かなしさいハ宋代よりこそ後はよは花と
いはし後人くるとひしとこそ作を守りて世是所なと

濱のこほりは瀬にはかにとけ出て此段へつきまし
御座に結ひ出へてきよしとしへきと本末渡海す
其舟ともなくてえとの事に渡御いつくましてあれ
ましはかなきへといひ給ひとも、いかゝいひて云々
なこりしのかは、津からのへとは給ふ

一 川千鳥とふさく荘野など物のかひしは先ていひは戸
川にしらす中の第一徳の川尻にかほ成徳の東の方
二河年もありよりは内へ流れのつきて此外すゑに御室の
なかりに流れて平川へ入しに流のすゑを渡し
土堤中にてまれに土溝ありし石流の之宮越にて陸参
うけ清みて所々へもしに十八年斗もありて入きやうの

此修に是蔵院へ津川へ入られありし渡施川にすゑ川之
りも蔵前をこしてに渡施とてこせいのいかなれに渡施
の川にいはしをあれも大修にまかり津にて末もて
しもて取なれしに入まへてからの川の磨代といふも
大修にかほ代からの川の磨代のちに入人の此かの年
のかた代にに取の事まで磨の川にて大八といふかにて
出せと関ありとて造出してかれは大八車とてかりまで月
ありまく場橋千年かの此合様に代中にて北
前との川よりの取むりして岩のめくことにも吉みかう
しまにもいふにけ人は第一年の中かにとかくし人ありう
此人徳左内有先のかりしはまた数山のありおき蔵はまし

一 よし信殿の御屋形にありしを南光坊のかくしおかれし
下部にして東光山の□にかくされ
一 同九月□日□□ニ加州の山本源三郎といひしハ義昭
十六歳 甲斐にて総領の甲斐 秋津にて八十八にて死す 後しハ久世□□とにかの
祖母の後して□おりけ祖母ハ□して大膳の後藤殿にて
後藤殿の 大閤様ハくとして有られし之 太
閤様御他界の後ハ祖母ハ世尊寺に居て十六歳は
其ニてむへて其□□□ニ錦帽子を着して母のあまさ□来
まり祖母ハ□ひしハ大母ハ死しかひしやうしと申
後藤殿より手紙をつかハしもおかりけれハや
兄弟ハ世尊寺にて死せてうしやるいや思ありて給はり□

其ゝ□□の後家まいらせ候に□ひしハやう殿とかう
久しく相定めけるに後藤殿ハ久しく夕にて□□ししく
祖母ハ後し浅野弾正の方へまいり十六歳といひし□の山本
源三郎かたへ嫁して後しハ加賀の□ひしに於て久世の祖
母の十六歳よりいひし所ハ□□□□ハ□りしか本源三
郎の御へ 今木大膳と申して加賀へ□□□□て酒井□右衛門
其□□□の方□□ハ□に住□久世ハ祖母大膳とおはし
何かと申して□ひしハ□□□□申て母ハ相はなく
城かくし□の方にて□□の御前にて御をとりひし
ことも御しの祖母の□□しことも後しおはせて
大かたハそ□□にして後かりて□□御孫子の御あかしの

一 相蔵とおもひて語りし事なれと深くおもひしとや也此
の事なれは根無く十六ヶ所に疵しるして有けり
山形滝屋此年より有ける深く私に常に情掛
ありしに人々下女とも葉をいひし出て殺せり
これは姫の内に汁のなかにも行への成て箱死にまきて
ありしは事これをまちにこれわりにもをまけて殺さるゝし
ましくて姫のなかれしまゝの人々播磨の中にかゝる様の人々ままし
御さは日頃を思ひきて侍ることいひてこれもこれ
いかにもまた沈ほとも情けなく終る事にて後に殿にも武威
申しけり姫のことのなれまいらせしにわれ死して有
ありて女しも姫を思ひ胸の内語りていひけりなるよし

汝身にて死し知りし後に用語りて書にて年に二ヶ所とふひて
奥の姓をしろし去江戸之住し来りて上総国へ出て
思はかりをおもひて遠ひく居所へ行きけり人の未来なり
またこれ年ニケ所にて殺してこれまゐらせしにて殺にける
大きく飾りて有る有様の来る集所なるに尋ねの真所に
入来りて情有をたのむにはいかにもいたき人には来りて
語りしに身をも思ひ女をとらへ語せ来りしとも
夕がほすかしの姿の人をも女殺し居るともなれいそうら
半にといひありし人は殺も又あさましいひては不来ほし
やさしくともあまねくすれいふ人々の中にある一命と共に妻の
門といひてしてのちまかりけるやつしてよのつ〇った人々の

車をハ吉田二十車もたてさせ給はすといふことに何事か
みくの車にたる治察也ける人下ろしいかなる事そ
御かたにはなたてなきそとて例のものゝ車ハ
こたかたの角いつもかうなれといひて候をとゝら
せて門にはたてさせて候ほとにしはしハ通しける
そのかみ侍従の車をはいそきさへきなとせんとして
かゝらせたまひ下とて門の前へよれとみるも少しつかさ
しかすしかるへき事のそを世にかくしいひあり
たりのつのかきや入候へとといひかくかへりなるへし
いひしかるや法々ゆきたる如角をひ出ひたりけれ
のみえきさしてよりて候かて中く侍ともす平

宰相も殿上にて侍の車をふりとらせ給へしか
御所に御例のとき御はらをとりて来りつとめて
怪しきまうしへと侍れ共いかにもまゐりいさるまいりの
られ申出の扉の車をとかくせかと車出してたて
あはかたかきも現況やちかつきてかかるやうと申人
のいひしかすそ理御かくしとのよしかくれ中にて申出たれ
車をさへ給はへ宰相の車をとゝめてかへる
よしそのりけるかくれて申出の兼安来ける
一人もとてもこえしてるしたてまつりのも門をのゝ
付くの家人のはもなかせぬ人かた院女の忠
所もえのひとつとも大もあらはし候の事し

あるまわりしなを悟ちるの筆之とと云物を波にのせ
て中身にのなるとものく理を為給ひなと深掛て
に傳しけるけのかし名其の形の出かたを見る筆にも
いかりやのかりしを譲ても是れらの八のあかしとみ
かくらきとてらくさく待るよしみやよみの竜をあし
あり心まらぬもう心得ぬるものとしきさ

一
胡蘆集摂州人河間某云河間姓秦氏也蓋秦氏
行于吾国之旅人王廿四代欽明帝之朝一夕夢有神
童告曰我身是之秦始皇也請托此地帝覚異焉

一
当此時大和州有洪水之変而初瀬川大漲矣有大
甕随流而下土人開之視則有一男子身體聖州
秦之帝曰向所夢是者也斯人也畢育之賜姓曰
秦名曰河勝生有才智年纔十五拝為大臣仕五
朝迨于推古時豊聡太子監国事河勝為之参
津矣後入此邦游于難波之浦乗一小舟任風之
所之舟着高之岸国人観以為非常人而霊感甚
彰竜立祠奉號曰大荒明神至今祭焉
いま年々月末の事なれとも事に乗て一西にはり赤穂州え
浮くるもまかりく送けて下流川津しけり河の命状くそく
侍るえしろやあるしめ同しく何ちうてなりたる年中もつく

但し南杉の梢より品の花たちより紫の雲たなひく
よりは浪みちの花の色をもみなとも古よりの中なりけりや
又きよく月日の古随之けふ年但々とられてもき
又りけ云梅香の中寺山に到りて人々生寺子ハスサ
の高きをいはひはしうしかりめく
一山してあられししかハ座峯之郎兄素
戎旅跡法の花かなるく古今ハスサの山より[illegible]と後
まま出来なる之と[illegible]しにて之れより云
一 之東奥州古寺の杉様を[illegible]りと云担ハ山代ハ大坊
家く来りしてとりよ武蔵の川口村より[illegible]御房を
いよりの太山の坊く来りて山上之人とさしあるめをもしると

此山に十月[illegible]の上[illegible]たしいとら[illegible]とそ慕向
[illegible]寺し[illegible]の[illegible]之下[illegible]八山下者[illegible]
[illegible]もし[illegible]早棲川[illegible]大天狗小天
狗[illegible]十[illegible]も[illegible]の大[illegible]狗人
之[illegible]とく[illegible]とて通[illegible]しと
又[illegible]て[illegible]見人ハ[illegible]の[illegible]云
男之[illegible]とて[illegible]
[illegible]のめく[illegible]
し[illegible]二[illegible]子三人[illegible]の
[illegible]者[illegible]云[illegible]
あらしや汲[illegible]人[illegible]首を剣[illegible]

りて半済のうちに元禄十二年の比のまゝ九郎祥にて
神峰斗と称号あり剣をさん内本料を名のり出して掛く
めくあり丁ー寄とまうくし　元七月ミてもん宜礼仕して
古隠の男をも法名ふいなりして付文を法印なうん
なは名をも之とらひーわり

一　大坂逹水甲賀吉子孫之事

甲賀吉
男　法本宗印　持地探幽弟子にて画師也　法本宗印
女子　美濃之紀州へ嫁して住して古事とらひし人世人の書もく
めし浪く出て住し浪く暮して子出来し詳なし
女子　住所法師妻

一　五霊喜彦の伝

嵩田友喜

某　大坂天満　志州出身の兼用也
道是　本町四丁目　名乞
某　道梯　友哥
助作
助慶
一　玄春
仲隣　助哥
女子

此祖先道喜人伊予の国の村友か家く来ん本町四丁目の南かたを屋
敷地くかひ渡りし中田京とあつし町中に商売の事代
斗りなり罷八州の商人代ミミヤク商しうり江戸く来りし
後く名として　ミミヤクの里上のうち町年寄く罷りては其の
家を二男に田つれ郷かへ世子を以し隠居して後の子孫

日本帝國圖書之印

を御侍にあるまじ女子にもこれなく右侍茶方とも
侍ふ——

国立公文書館
National Archives of Japan